

# 第23回女子剣道審判講習会要項

全日本剣道連盟

## 1. 趣 旨

正しい剣道の普及・発展を考え、各都道府県剣道連盟の中核的指導者の立場となる女性を対象として、より高い剣道の試合・審判技術を備えた女性審判員の養成を図るものとする。

## 2. 期 日

平成30年5月19日(土)～20日(日) 2日間

19日(土) 午後1時(集合) 午後1時30分(開講式)～午後6時30分(終了)

20日(日) 午前9時30分(開始)～午後3時(閉講式)

## 3. 会 場 日本武道館研修センター

〒299-5231 千葉県勝浦市沢倉582

電話 0470-73-2111

※別添地図参照

## 4. 主 催

全日本剣道連盟

## 5. 受講資格および人員

(1) 各都道府県剣道連盟の登録会員で、原則として剣道六段以上の女子とする。(六段以上の適格者がいないときは五段を認めることがある。)

(2) 受講人員は、約90名とし、これを超えた場合は全剣連で調整を行い、各関係剣道連盟へ通知する。

## 6. 講習科目

審判法 下記内容を中心として実施される。

(1) 剣道試合・審判規則、細則ならびに試合運営要領の運用と解釈の説明。

(2) 同規則による審判実技を通して有効打突の判定・正しいつば競り合いの見極めと宣告ならびに旗の表示要領の実習。

## 7. 日程表および役員・講師名簿は、別紙のとおり。

## 8. 受講者の申込み

講習参加希望者は、各地区剣道連盟に申し出ること。

各地区剣道連盟は、平成30年4月9日(月)までに、別紙に定める申込み様式により、下記宛へ送付すること。

〒753-0083 山口市後河原237-1 警察体育館別館内

(一財) 山口県剣道連盟

☎083-932-5072 FAX083-932-5073

## 9. 費用の負担

講習参加費は無料。講習会実施の費用は全剣連が負担する。

参加者の往復運賃ならびに宿泊希望者の宿泊費等については、個人負担を原則とする。

## 10. 参加上の留意事項

- (1) 携行品…剣道具、剣道試合・審判規則、剣道試合・審判・運営要領の手引き、審判旗（1組）、筆記用具。  
\* 審判旗（1組）は各自持参のこと。
- (2) 剣道具の垂中央に黒または紺色に白で都道府県名（横書き）姓（縦書き）を明記した布製の名札を必ず着けること。
- (3) 講習参加に当たっては、剣道試合・審判規則、剣道試合・審判・運営要領の手引きを熟読のうえ出席すること。

## 11. 安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意して本講習会に参加すること。

高齢の参加者については、特に留意のこと。

参加者は、健康保険証を持参のこと。

主催者において、講習会実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。

なお、主催者は講習会中の参加者の事故に対し（講習会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

## 12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全剣連が実施する本講習会のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 13. その他

- (1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。
- (2) 受講者の申込みには、宿泊ならびに食事（昼食）の要・不要を必ず明記して下さい。
- (3) 当日の申込みは行いませんので、ご注意ください。
- (4) 申込み後、欠席者に対する返金はありませんので、ご注意ください。

平成30年5月19日(土)～20日(日)

第23回 女子剣道審判講習会 役員・講師名簿

(於・日本武道館研修センター)

全日本剣道連盟

役員

全日本剣道連盟	会長	張	富士夫
〃	副会長	福	修二
〃	副会長	奥	快男
〃	副会長兼専務理事	稲	泰弘
〃	試合・審判委員長	藤	崇郎

講師

剣道範士	藤	原	崇郎
剣道範士	大	嶽	將文
剣道範士	笠	村	浩二
剣道教士	松	下	吉進
剣道教士	山	崎	尚

試合・審判委員会委員

剣道教士	清	野	忍
------	---	---	---